

# 都市計画の意思決定

都市計画概論第10回

# 都市計画の意思決定

- 技術としての客観性 ⇒先週の講義
- 政策としての民主性 ⇒今回の講義
- どのようにバランスさせるか

# 都市計画の意思決定への参加の歴史

## ⌘ 米国

- ☒ 1960年代の公民権運動から
- ☒ アドボカシー・プランニング

## ⌘ 英国

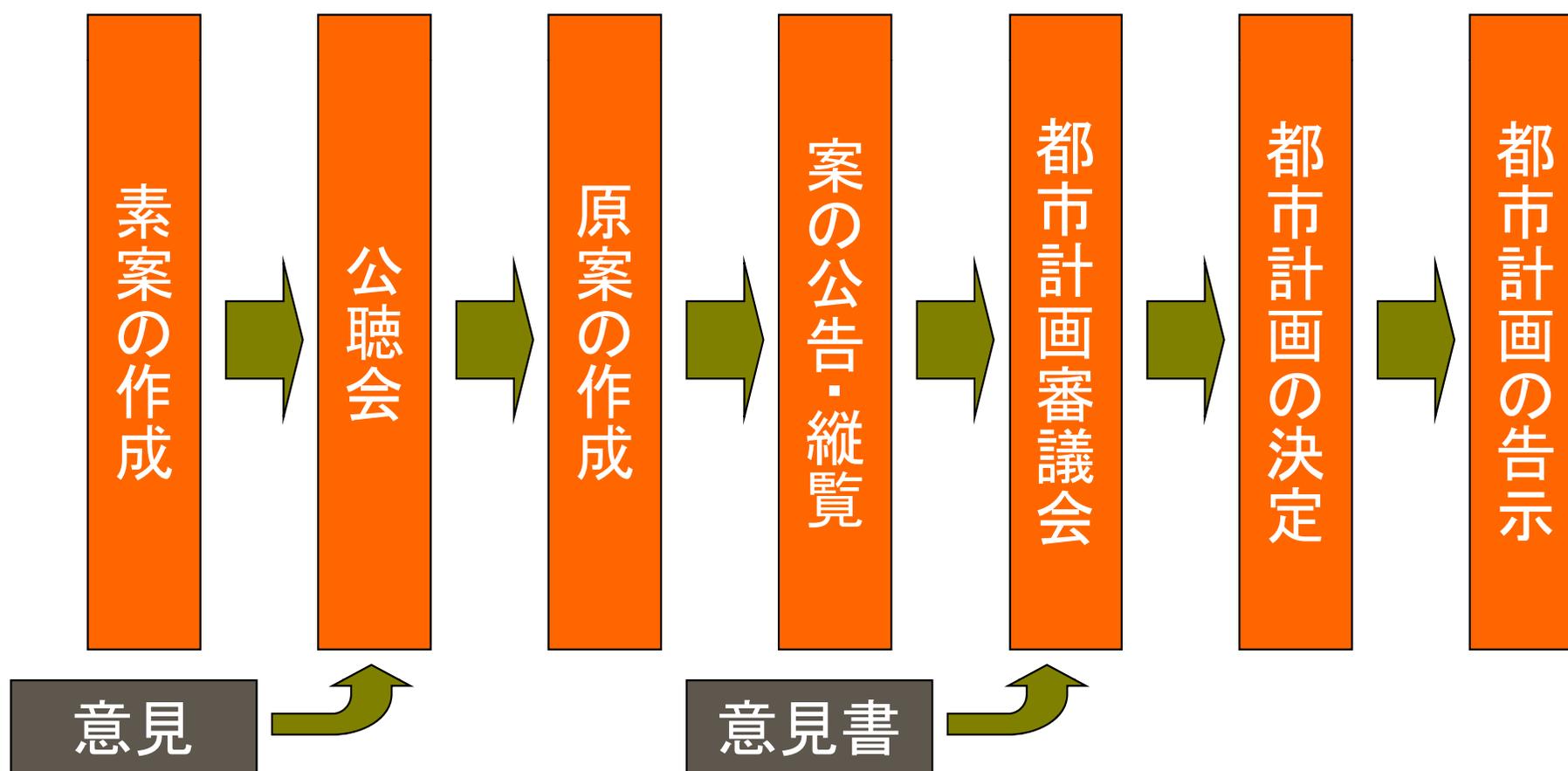
- ☒ 1960年代末から

## ⌘ 日本

- ☒ 1919年法は参加は全くなし
- ☒ 1968年法で参加の手続きを導入

# 都市計画決定

⌘ 「都市計画」として「決定」する行政行為

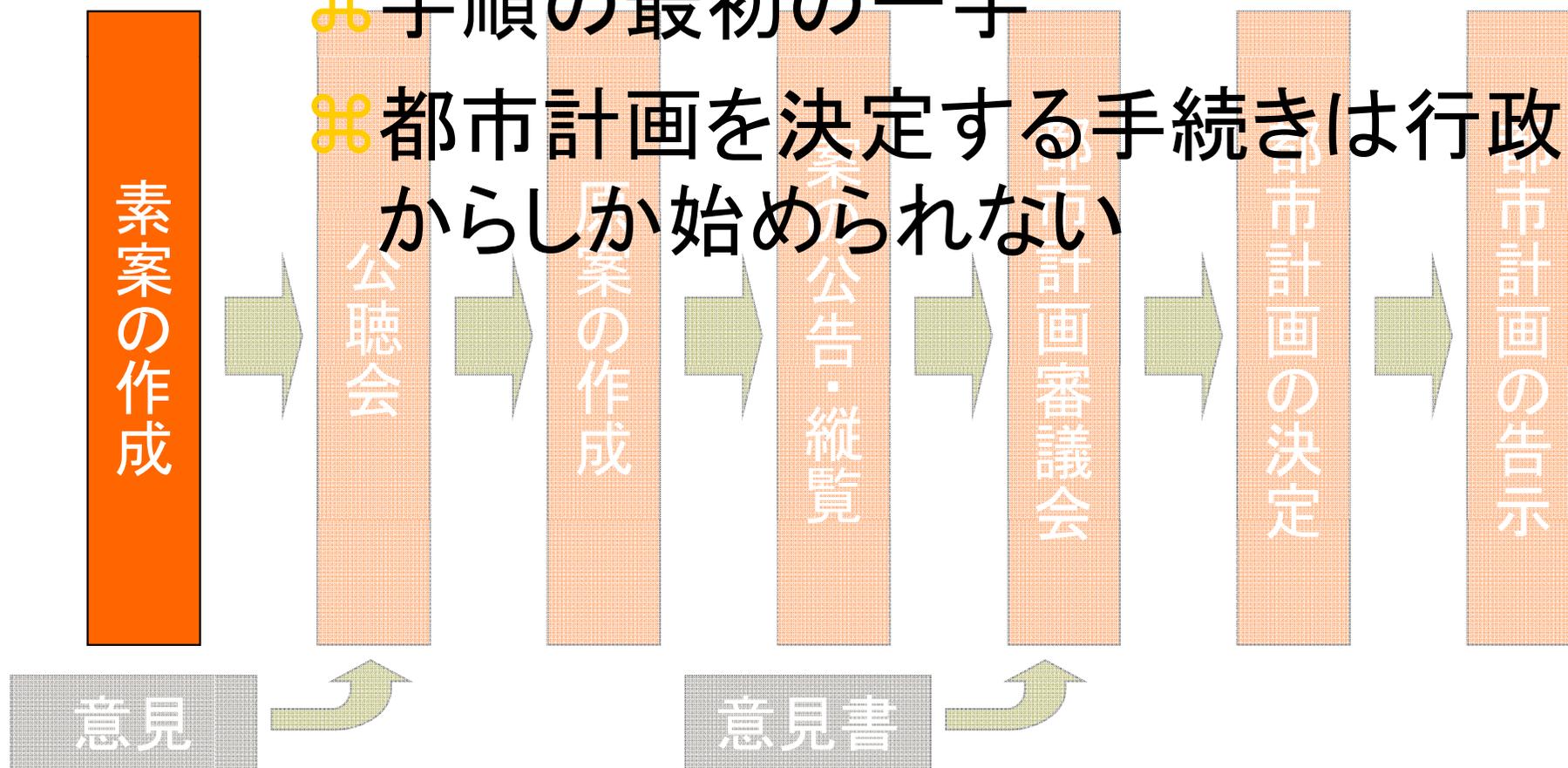


# 素案の作成

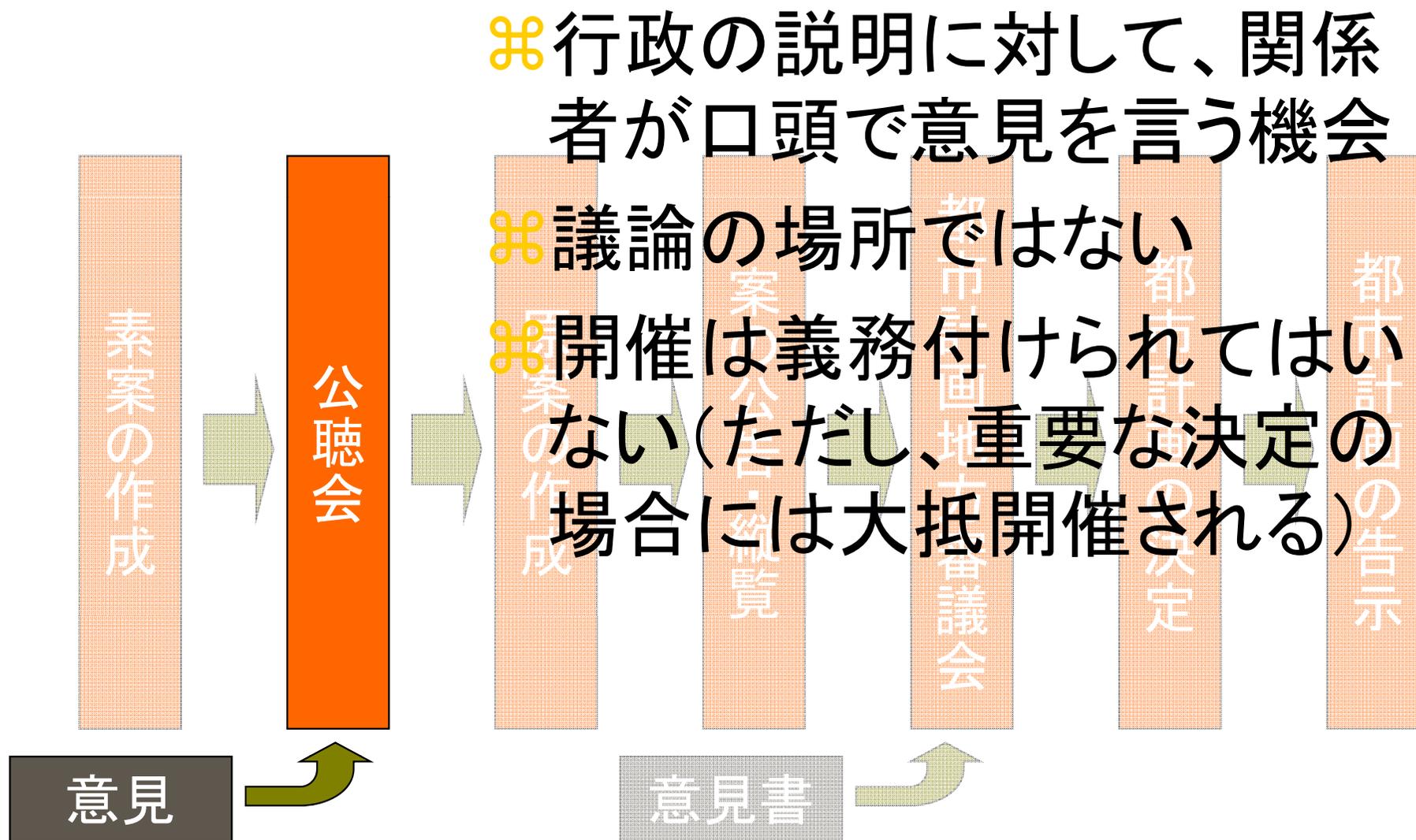
⌘ 行政（地方公共団体）が作成

⌘ 手順の最初の一手

⌘ 都市計画を決定する手続きは行政からしか始められない



# 公聴会



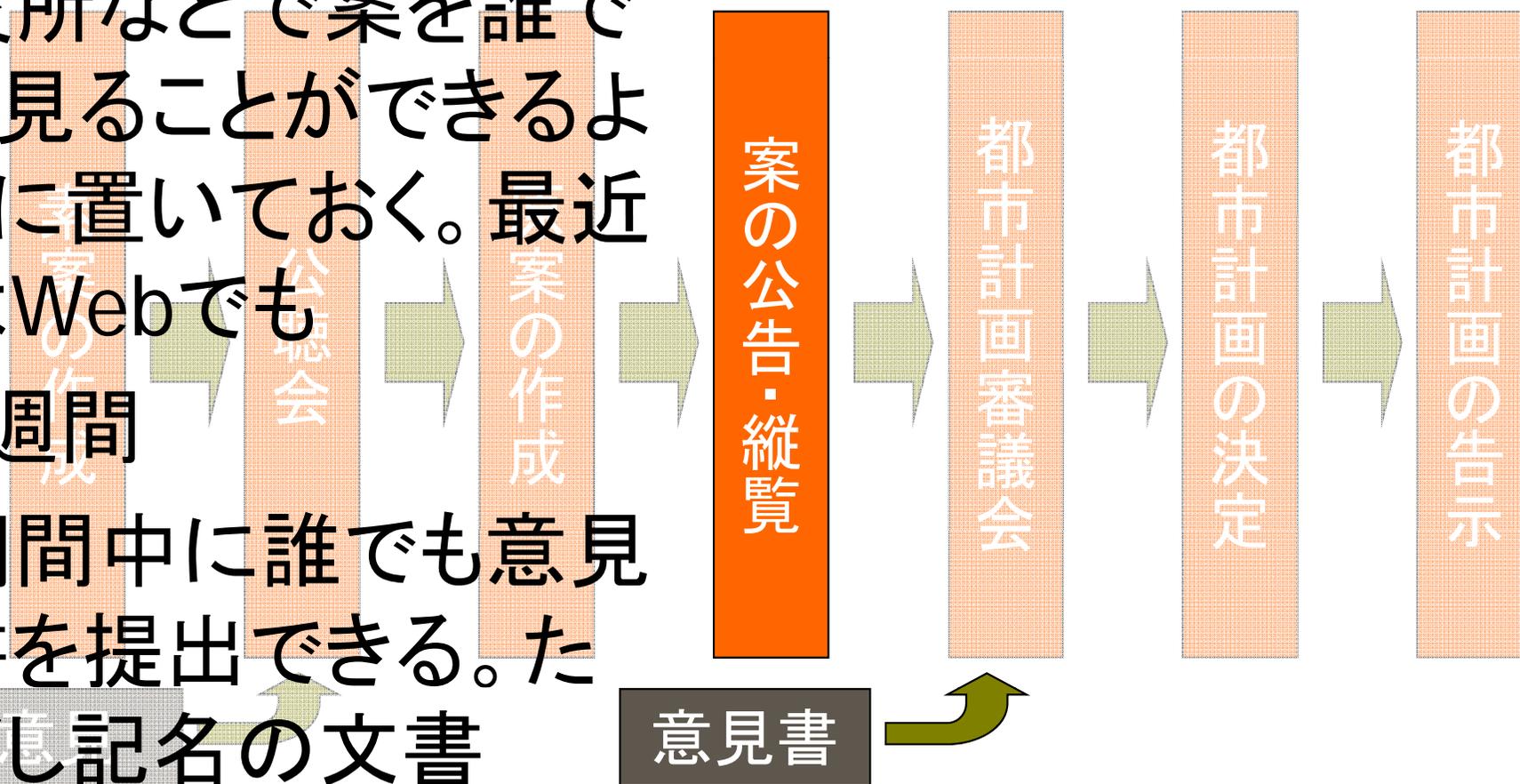
# 案の公告・縦覧

## ⌘ 案の確定

⌘ 役所などで案を誰でも見ることができるように置いておく。最近  
はWebでも

⌘ 2週間

⌘ 期間中に誰でも意見書を提出できる。ただし記名の文書

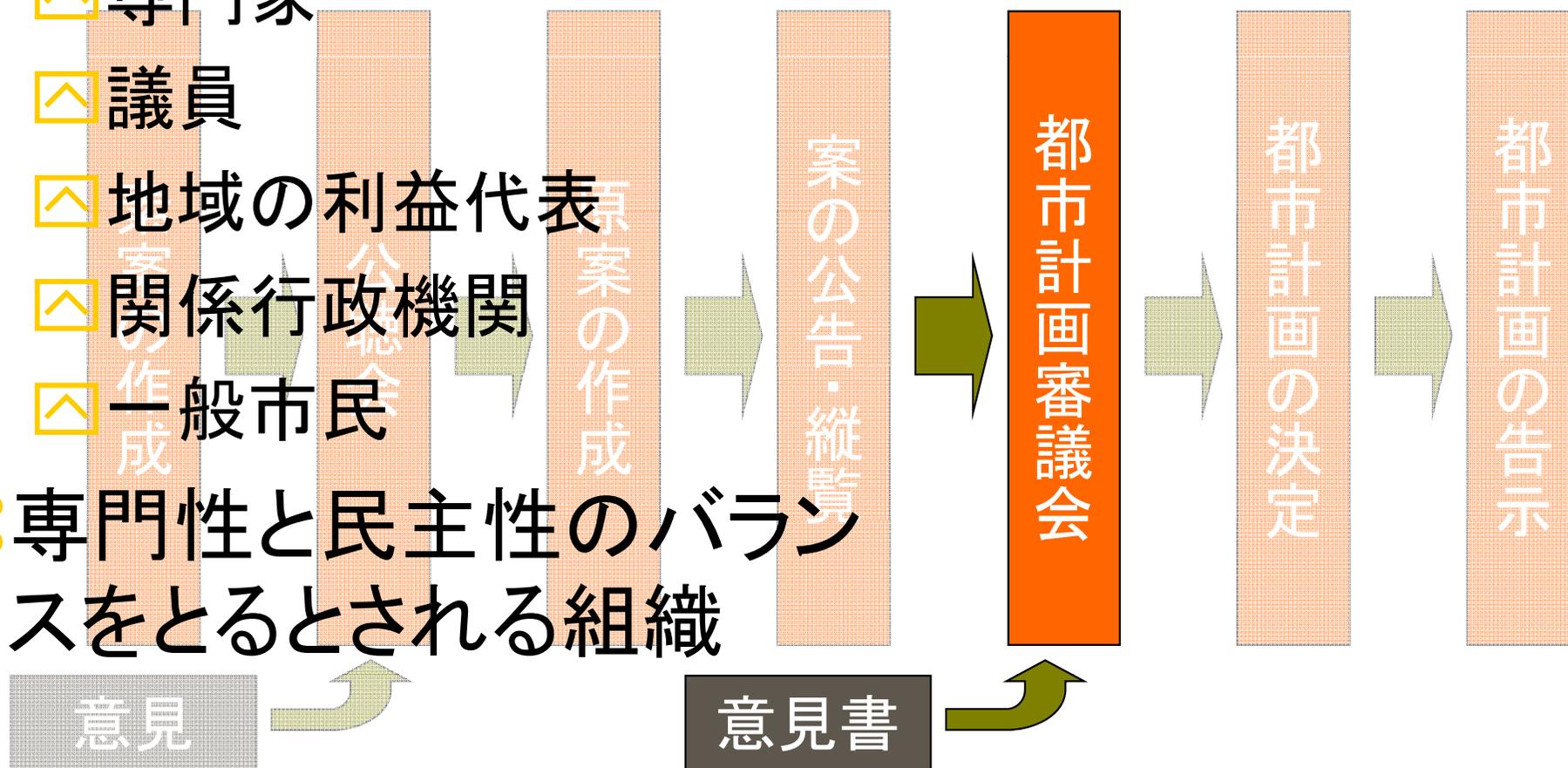


# 都市計画審議会

## ⌘ 「第3者的」な審議組織

- ⊗ 専門家
- ⊗ 議員
- ⊗ 地域の利益代表
- ⊗ 関係行政機関
- ⊗ 一般市民

## ⌘ 専門性と民主性のバランスをとるとされる組織



# 法定都市計画決定手続きの現実

⌘ 3か月から6か月

⌘ ほとんど出席者のいない公聴会、ほとんど意見書が出ない縦覧手続き

では合意形成はどこで  
行われているのか？

# 日本型の合意形成

- ⌘ 都市計画決定手続きに入る前の合意形成が中心
  - ☒ 事前の長い合意形成プロセス
  - ☒ 地権者への個別説明・説明会
- ⌘ 非公式の合意形成が概ね終わった後に、公式の手続きを開始

# 法定都市計画決定手続きの現実

- ⌘ 3か月から6か月
- ⌘ ほとんど出席者のいない公聴会、ほとんど意見書が出ない縦覧手続き
- ⌘ 法定手続きは形式的参加の手続き（建て前）
- ⌘ 既に大多数が合意しているから、公式の手続き段階では反対はないか、あってもごくわずか
- ⌘ 民主的に定めたというアリバイ

多くの場合、日本型の合意形成  
はうまく機能してきた。

Q1 うまく機能しなかったのはどういう場合か

Q2 うまく機能してきたからといって、それで  
問題はないのか

# 改善の方向性

⌘ 法定手続きで実質的な議論ができるようにする

☑ 都市計画提案手続きの導入

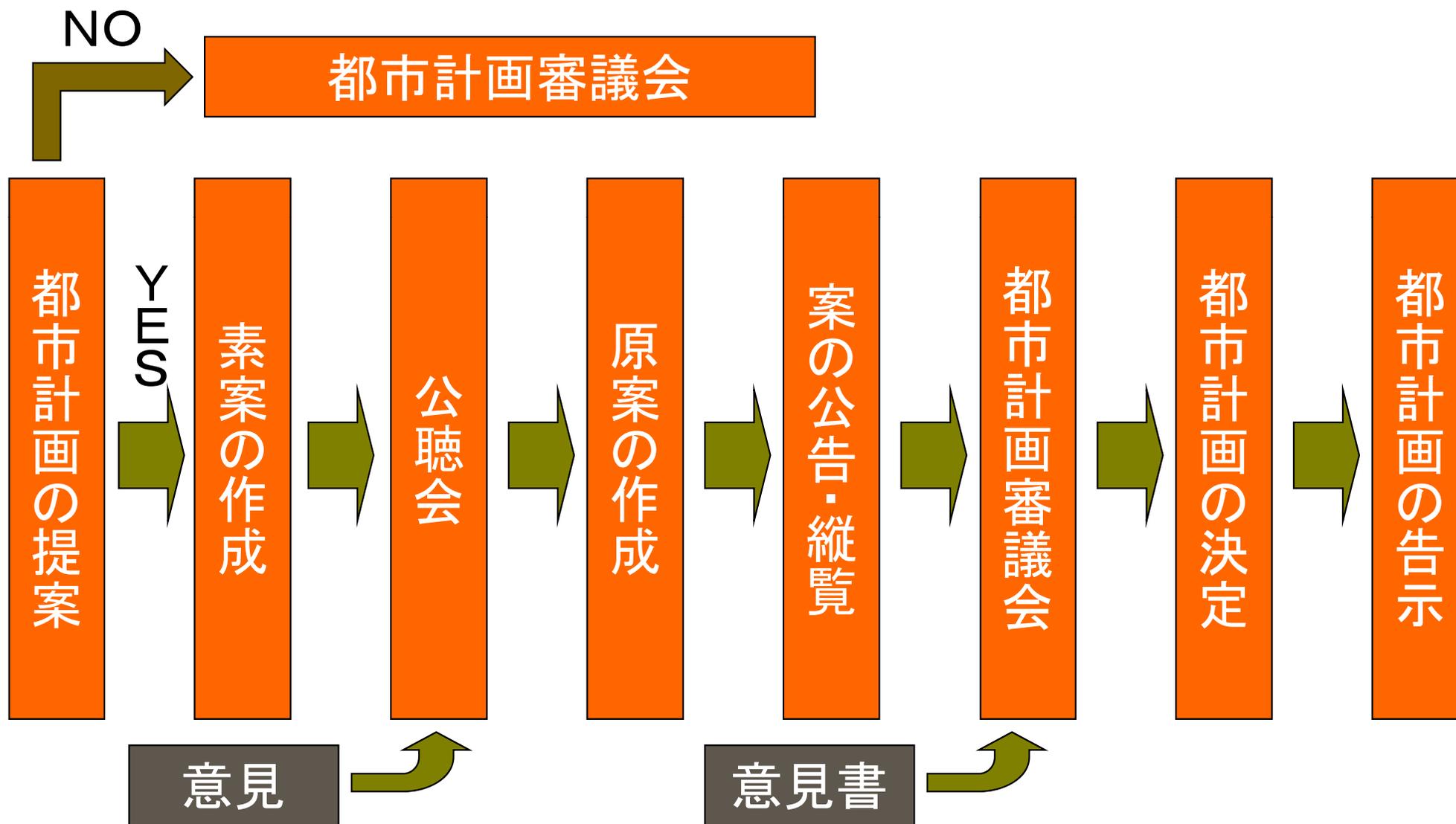
⌘ 事前の合意形成プロセスを透明化する

☑ まちづくり条例

# 都市計画の提案制度

- ⌘ 2002年からスタート
- ⌘ 地権者の2／3の同意があれば、地権者もしくはまちづくりNPOなどが、都市計画の案を提案できる
- ⌘ 自治体は提案を採用するかしないか都市計画審議会で判断
- ⌘ 採用する場合は、通常の都市計画決定手続きへ、採用しない場合は、採用しない理由の説明を義務化

# 都市計画の提案



# まちづくり条例

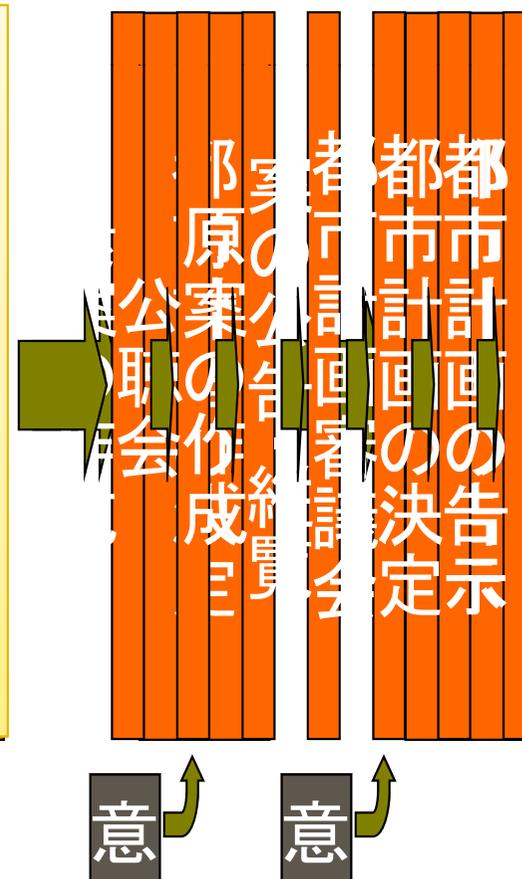
まちづくり条例で合意形成の  
手続きを標準化

意見

意見書

意

意



# まちづくり条例の標準形

## ⌘ 住民組織の結成と認知

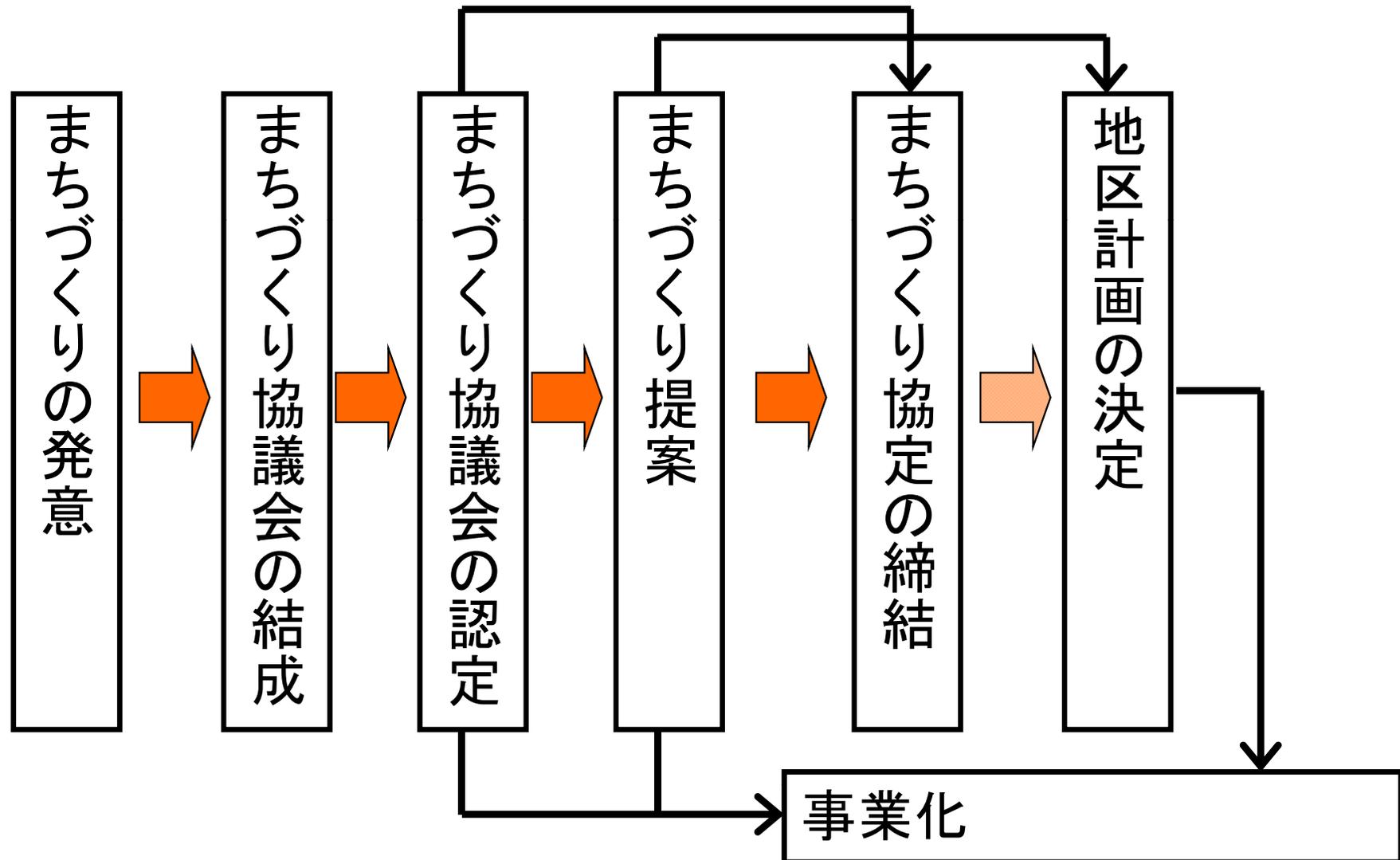
- ☑ まちづくり協議会

## ⌘ 住民からのまちづくり提案

- ☑ 都市計画で実現できる場合、都市計画の提案

- ☑ そうでない場合は、他の手段で

# 神戸市のまちづくり条例(1981)



# アーンスタインの市民参加の梯子

